

福祉 福祉タクシー券の交付 障害者・高齢者世帯に対する福祉事業

町では、在宅の障害者および高齢者が医療機関への通院のため、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な場合に、その運賃の基本料金分のタクシー利用券を申請により交付します。

▼交付対象者

本町に1年以上住所を有する在宅の次のいずれかに該当する人。ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている人の世帯に属する人または生活保護者は対象となりません。

- (1) 身体障害者手帳の障害の等級が1級の手帳所持者
- (2) 療育手帳の障害の程度がA1・A2(旧A重)の手帳所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の手帳所持者
- (4) 満70歳以上の高齢者のみの世帯



▼交付内容

申請者および申請世帯に対し、タクシー利用券年間48枚〔月4枚〕を交付します。(ただし、年度途中に、誕生日を迎えられた人または被認定者などについては、交付枚数が月割りになります。)

▼申請方法

利用希望者は、福祉タクシー券交付申請書に所定の事項を記入し、手帳および印鑑を持参の上、健康福祉課福祉室へ申請してください。審査のうえ、交付します。

※申請は、本人および家族の者以外が申請する場合は、委任状が必要です。

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室
☎54・3111(内線151)



交付 電源立地地域対策交付金事業 交付金で舗装補修

町では、電源立地地域対策交付金により町道駒小・半田線、漆原地内(約460m)を切削オーバーレイ工法で補修し、路面損傷による騒音の解消や危険箇所の改善を実施しました。

※電源立地地域：発電所などが所在する市町村とその周辺の市町村



年金 国民年金保険料 平成20年度の保険料は4月中に納めましょう

平成20年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか。

平成21年2月分の保険料の納付期限は平成21年3月31日、平成21年3月分の保険料の納付期限は平成21年4月30日です。

保険料を納め忘れて未納のままにしてしまうと、将来受取る年金額が減額されたり、年金が受けられなくなるばかりか、万一の事故などで障害者になったときの障害年金、あるいは一家の支え手が亡くなったときの遺族年金を受けられなくなる場合があります。

合があります。

納め忘れている人は、4月中に納めてください。

保険料の納付は、口座振替の「早割」がお得で便利です。ぜひご利用ください。

▼問合せ先

渋川社会保険事務所
☎22・1607
役場健康福祉課保険室
☎54・3111(内線156)